

平成 12 年 10 月 4 日

「青少年社会環境対策基本法案（素案）」に対する見解

社団法人日本書籍出版協会

先般来、自民党において「青少年社会環境対策基本法案（素案）」（以下、「法案」という）が検討されている。この法案は、「近年の我が国社会における急激な情報化の進展、過度の商業主義的風潮のまん延等により」青少年を取り巻く有害環境が深刻化し、増大しているとの判断を示しているが、これは合理的根拠を欠いた皮相的なものといわざるを得ない。

本法案が、真に「青少年を健全に育成していくための良好な社会環境の確保」を図るものであれば、公的規制の強化によるのではなく、「すべての青少年が、社会とのかかわりを自覚しつつ、自律的個人としての自己を確立し、自己を向上させていける」（青少年育成推進要綱）ような総合的な対策と国民的な合意の形成が必要であり、そのための幅広い議論が求められる。

しかし、今回の法案は、「青少年有害環境」を「青少年の性若しくは暴力に関する価値観の形成に悪影響を及ぼし、……青少年の健全な育成を阻害するおそれのある社会環境」とする抽象的・一面的なものとなっている。このほか法案では、事業者及び事業者団体に遵守すべき規準の協定又は規約の締結・設定、総務庁長官等による指導・助言及び勧告・公表などを定めることとしている。このような、事業者等への法律による義務付けは、言論・出版の自由への介入であり憲法で禁止されている「検閲」のおそれすらある。また、総務庁長官等の指導・助言等是一種の行政処分であり、法案全体にわたり、法的な適正手続きの保障もなく、行政の恣意的運用に委ねられている。当協会は、このように言論・出版の自由を規制する本法案に反対し、速やかな撤回を求めるものである。

もとより、青少年の健やかな成長は、全国民が等しく望むところであり、出版に携わる者にとっても切なる願いである。出版4団体は「出版倫理協議会」を結成し、青少年に配慮した適切な自主規制を継続的に行っている。また、昨年8月に衆参両院において、国及び民間等が協力して「読書の持つ計り知れない価値を認識し」子どもたちの読書活動の振興を図るとの「子ども読書年に関する決議」が採択された。出版界は、この趣旨にかんがみ、読書推進について重点的な取り組みを行っており、かかる活動が青少年の環境向上に資することを期待するものである。

以 上